

試験問題（解答時間50分）（100点）

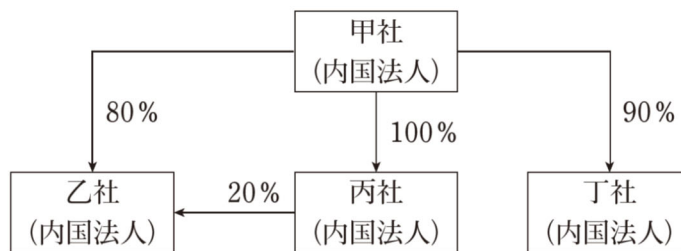
Ⅳ. 法人税法

問1

次の資料に基づき、法人税法第2条第十二号の七の六《完全支配関係》に定める法人をそれぞれの語群の中から選び、番号を選択しなさい。（計8点）

（注）矢印は、出資関係を示す。

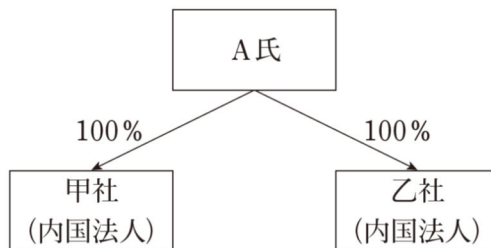
(1)



(1)の語群

- ①甲社、乙社
- ②甲社、丙社
- ③甲社、乙社、丙社
- ④甲社、乙社、丙社、丁社

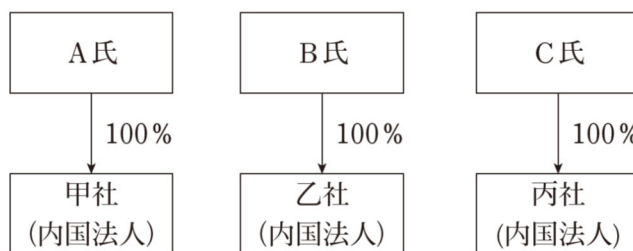
(2)



(2)の語群

- ①該当なし
- ②甲社、乙社
- ③甲社
- ④乙社

(3)

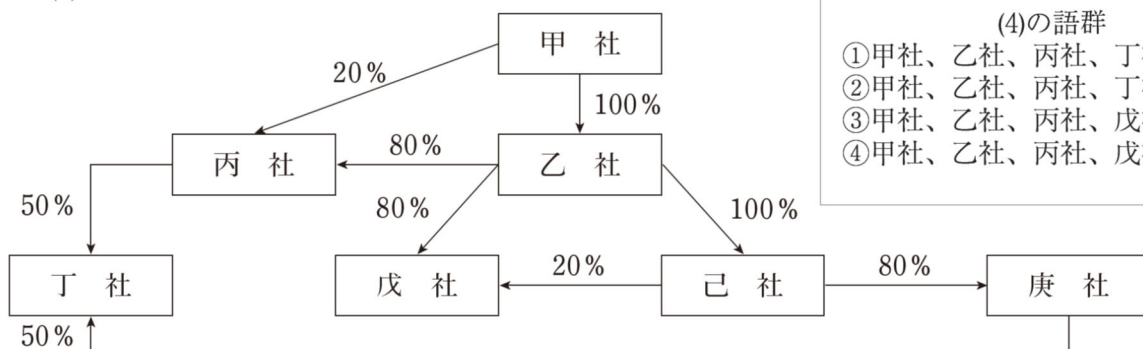


(3)の語群

- ①該当なし
- ②甲社、乙社
- ③甲社、丙社
- ④甲社、乙社、丙社

（注） A氏はC氏の配偶者である。なお、A氏とB氏並びにB氏とC氏の間に親族等の特別な関係はない。

(4)



(4)の語群

- ①甲社、乙社、丙社、丁社
- ②甲社、乙社、丙社、丁社、戊社
- ③甲社、乙社、丙社、戊社、庚社
- ④甲社、乙社、丙社、戊社、己社

問2

次の文の A から P に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。
 なお、語句の複数回使用も可とする。（計16点）

個別評価

(1) 損金算入

適用対象法人に掲げる内国法人が、 A の損失の見込額として、各事業年度において B により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち C に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(2) 個別評価金銭債権

その一部につき D その他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権をいう。

(3) 繰入限度額

次の区分に応じそれぞれに定める金額とする。

① その個別評価金銭債権につき、更生計画 E 等に基づき、弁済猶予又は賦払弁済される場合

…その個別評価金銭債権の額のうち、その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から F 以内に弁済される金額以外の金額

② その個別評価金銭債権に係る債務者につき、 G の状態が相当期間継続し、事業に好転の見通しがなく等により、その個別評価金銭債権の一部につき取立て等の見込みがない場合

…その一部に相当する金額

③ その個別評価金銭債権に係る債務者につき、更生手続 H 等の事由が生じている場合

…その個別評価金銭債権の額の I 相当額

一括評価

(1) 損金算入

適用対象法人に掲げる内国法人が、 J の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において K により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち L に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(2) 一括評価金銭債権

その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。）をいう。

(3) 繰入限度額

① 原則

$\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度終了の時にあって有する} \\ \text{一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \times \text{ M }$

② 特例

普通法人のうち、期末 N が O 以下である法人（期末において資本金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。）が一括評価金銭債権の損金算入の適用を受ける場合には、次の算式により計算した金額をもって、その繰入限度額とすることができる。

$\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度終了の時にあって有する} \\ \text{一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実質的に債権と} \\ \text{みられない金額} \end{array} \right] \times \text{ P }$

- | | | | |
|------------|--------------|--------------|----------|
| 1. 開始の申立て | 2. 開始の決定 | 3. 認可の決定 | 4. 資本金の額 |
| 5. 利益積立金額 | 6. 貸倒れ | 7. 貸倒実績率 | 8. 法定割合 |
| 9. 債務超過 | 10. 繰入限度額 | 11. 7年 | 12. 5年 |
| 13. 損金経理 | 14. 50% | 15. 100% | 16. 1億円 |
| 17. 3000万円 | 18. 一括評価金銭債権 | 19. 個別評価金銭債権 | |

問3

次の文の A から D に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計4点）

外貨建取引の換算及び発生時換算法の規定に基づく円換算は、その取引を計上すべき日における電信売買相場の A により行う。

ただし、 B を要件として、売上その他の収益又は資産については取引日の C 、仕入その他の費用又は負債については取引日の D によることができるものとする。

また、期末時換算法の規定に基づく円換算は、その事業年度終了の日における電信売買相場の A により行う。

ただし、 B を要件として、外国通貨の種類ごとに、外貨建資産については C 、外貨建負債については D によることができるものとする。

- | | | | | |
|------------|----------|---------|----------|---------|
| 1. 届出書の提出 | 2. 電信買相場 | 3. 仲値 | 4. 取得価額 | 5. 継続適用 |
| 6. 税務署長の承認 | 7. 時価 | 8. 帳簿価額 | 9. 電信売相場 | |

問 4

次の資料に基づき、当社の当期（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における受取配当等の益金不算入額について求め、 A から E に当てはまる数値を入力しなさい。なお、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計 10 点）

- (1) 当社が当期中に収受した配当等の額は次のとおりであり、源泉徴収税額控除後の差引手取額を当期の収益に計上している。

区分	銘柄等	配当等の計算期間	配当等の額	源泉徴収税額	差引手取額
配当金	A 株式	令和 3 年 10 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日	300,000 円	45,945 円	254,055 円
収益分配金	B 証券投資 信託受益権	令和 3 年 8 月 1 日 ～令和 4 年 7 月 31 日	450,000 円	68,917 円	381,083 円

（注 1） 上記元本は、すべて数年前から所有しており、取得後元本の異動はない。

（注 2） A 株式は関連法人株式等に該当する。

（注 3） B 証券投資信託は主として内国法人の株式に運用するもの（特定株式投資信託以外の投資信託である。）である。

（注 4） 上記表中の配当金に係る基準日等は、配当等の計算期間の末日とする。

- (2) 当期において支払利息勘定へ計上した金額は 8,450,000 円であり、その中には次の金額が含まれている。

- ① 掛売上代金の早期入金に伴う売上割引料 350,000 円
- ② 金融機関において割引決済したことに伴う手形割引料 503,500 円
- ③ 取引先である(株)C 商事からの証書借入金の利子 95,000 円
- ④ X 銀行からの長期借入金の利子 258,000 円
- ⑤ 法人税の利子税 250,000 円
- ⑥ 納期限延長に伴う都道府県民税及び市町村民税の延滞金 120,000 円

受取配当等の益金不算入額

（単位：円）

- (1) 受取配当等の額（関連法人株式等）

A

- (2) 控除負債利子

- ① 原則

× % = B

- ② 特例

- (i) 支払利子総額

- - - = C

- (ii)

(i) × % = D

- ③ ① < ② ∴ B

- (3) 益金不算入額

A - B = E

問5

次の資料に基づき、当社の当期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における税務調整すべき金額について求め、数値を入力しなさい。ただし、税務調整の区分は解答欄の選択肢の中から選び、数値入力 of 解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計12点）

(1) 減価償却に関する事項

種類等	取得価額	期首帳簿価額	当期償却費 (損金経理)	事業供用日	法定耐用年数	償却率
機械装置A	3,630,000円	2,312,500円	735,625円	令和3年5月1日	8年	0.250

(注1) 当社は上記機械装置Aについて、当期の9月18日に旧式化した部分品の修理改良のために1,100,000円を支出した。なお、この1,100,000円のうち、200,000円は部分品の通常の取替えに要すると認められる費用であり、残額900,000円は区分が不明確な金額である。なお、当該通常の取替えに要すると認められる費用200,000円は損金経理している。

当社は区分が不明確な金額がある場合においては、従来よりその区分が不明確な金額の30%相当額と、その改良した固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費として損金経理し、残額は資本的支出とする経理を継続的に行っている。なお、当期においても、上記残額900,000円について従来どおりの処理を行っており、表中の取得価額3,630,000円は資本的支出を含めた金額である。

また、前期末における取得価額は3,000,000円である

(注2) 法定耐用年数8年の保証率は0.07909である。

- (2) 当社は設立以来、減価償却資産について償却方法は何ら選定の届出をしていない。
(3) 当社は期末資本金2億円の内国法人である。

[減価償却]

(単位：円)

(1) 機械装置

① 資本的支出額

- = A

② 判定

(イ)従前部分

①償却額

× =

②保証額

(-) × =

ハ ① ≥ ② ∴ 通常

(ロ)資本的支出部分

①償却額

× =

②保証額

× =

ハ ① ≥ ② ∴ 通常

③ 償却限度額

(イ)従前部分

× = B

(ロ)資本的支出部分

× × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = C

ハ (イ) + (ロ) = D

④ 償却超過額

735,625 - D = E 区分 F

問6

次の資料に基づき、当社の当期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において税務上調整すべき金額について求め、 A から I に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。数値入力の場合は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計18点）

(1) 当社の当期における減価償却資産の償却状況等は、次のとおりである。

種 類	取 得 価 額	当 期 償 却 費 (損 金 経 理)	期首帳簿価額	事業供用日	法 定 耐用年数
機 械 装 置 A	5,200,000円	760,000円	3,722,800円	令和3年10月21日	9 年

(注) 機械装置Aは租税特別措置法第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》第1項に規定する特定機械装置等（特別償却率30％）に該当する。なお、当社は前期において特別償却の適用を受けることに代えて、同法第52条の3《準備金方式による特別償却》の規定を適用し、前期において剰余金処分経理により1,560,000円（税務上適正額）を特別償却準備金として積み立てたが、当期においては何も処理していない。

また、繰越償却超過額が900,000円ある。

- (2) 当社は減価償却資産の償却方法については、何ら選定の届出をしていない。
- (3) 当社は当期末資本金1億円（株主はすべて個人であり、設立以来資本金に異動はない。）の青色申告法人である。
- (4) 償却率等は次のとおりである。

① 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得された減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

法定耐用年数	定額法償却率	定率法償却率	改 定 償 却 率	保 証 率
9 年	0.112	0.278	0.334	0.04731

② 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

法定耐用年数	定額法償却率	定率法償却率	改 定 償 却 率	保 証 率
9 年	0.112	0.222	0.250	0.07126

〔減価償却〕 (単位：円)

機械装置A	
(1) 判定	(2) 償却限度額
① 償却額	$(3,722,800 + \text{A}) \times \text{B} = \text{C}$
$(\text{ } + \text{ }) \times \text{ } = \text{ }$	(3) 償却超過
② 保証額	$760,000 - \text{C} = \Delta \text{D}$
$\text{ } \times \text{ } = \text{ }$	(4) 認容額
③ ① $\geq$ ② $\therefore$ 通常	$\text{D} < \text{E} \therefore \text{D}$ 区分 F

〔特別償却準備金〕 (単位：円)

戻入	
(1) 税務上戻入額	
$\text{ } \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{G}$	
(2) 会社上戻入額	
 	
(3) (1) - (2) = H 区分 I	

問 7

次の資料に基づき、甲社の当期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における別表五(二)に当てはまる数値を入力しなさい。なお、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計16点）

甲社は当期の中間申告時において、法人税1,900,000円、住民税800,000円及び事業税950,000円を納付し仮払税金として経理していたが、当期末において中間申告分の税金について還付が見込まれたため、その合計額のうち2,525,000円は法人税、住民税及び事業税として費用に計上し、1,125,000円は未収法人税等に振り替えた。

なお、当該還付金額の内訳は、法人税600,000円、住民税240,000円、事業税285,000円であり、当期の確定申告に係る住民税の均等割額の見込みとして71,000円を未払法人税等に計上した。

＜別表五(二)＞ 租税公課の納付状況等に関する明細書

税目及び事業年度		期首現在 未納税額	当 期 発生税額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在 未 納 税 額 ①+②-③ -④-⑤
				充当金取崩し による納付	仮払経理 による納付	損金経理 による納付	
		①	②	③	④	⑤	⑥
法人税及び 地方法人税	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	円		円	円	円	円
	当 期 中 間 分		円 1,900,000		A	B	0
	当 期 確 定 分		△600,000				△600,000
住 民 税	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日						
	当 期 中 間 分		800,000		C	D	0
	当 期 確 定 分		△ E F				△ E F
事 業 税	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日						
	当 期 中 間 分		950,000		G	H	0

納 税 充 当 金 の 計 算					
期 首 納 税 充 当 金		円	取崩額	法 人 税 ・ 住 民 税	円
繰入額	損金の額に算入した納税充当金	F		事 業 税	
			期 末 納 税 充 当 金		F

問 8

次の資料に基づき、設立以来青色申告書を提出する当社の当期（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における法人税額の特別控除額を求め、数値を入力しなさい。なお、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計 1 2 点）

- (1) 当社は当期より国内において従事する雇用者に対して給与支給額の増額改定を行っている。
- (2) 上記(1)における給与改定に基づき、当社は租税特別措置法第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける予定であり、適用に当たって当期及び過年度における給与等の実績を集計した結果は、次のとおりである。

雇用者給与等支給額	20,000,000円
比較雇用者給与等支給額	16,000,000円
調整雇用者給与等支給増加額	5,500,000円
教育訓練費の額	4,500,000円
比較教育訓練費の額	4,000,000円

- (3) 当期における別表一②欄に記載される法人税額は7,500,000円である。
- (4) 当社は卸売業を営む期末資本金額 1 億円（株主は全て個人であり、非同族会社に該当する。）の内国普通法人である。

〔給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除〕 (単位：円)

(1) 判定

-

=

A

%

≥

1.5%

∴

適用あり

(2) 控除基準額

① 控除対象雇用者給与等支給増加額

(イ) 雇用者給与等支給増加額

-

=

B

(ロ) 調整雇用者給与等支給増加額

C

(ハ) (イ) < (ロ)

∴

B

② 控除割合

(イ) (1) ≥ 2.5%

(ロ)

4,500,000-4,000,000

4,000,000

=

12.5%

≥

10%

∴

D

%

③ ① × ② =

E

(3) 税額基準額

×

% =

F

(4) (2) > (3)

∴

F

→

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除額